

I 振興山村の概要

- 本県において、山村振興法に基づき指定された振興山村を含む市町村は、全35市町村のうち26市町村(54地域)となっている。
- このうち、振興山村の面積は、5,651km²で、県全体の60.6%を占めている。
- 振興山村の人口(H27)は、99,573人と県全体の8.9%を占めているが、平成12年と比較して25.3%減少している。
- 年齢構成でみると、65歳以上の高齢者の割合は年々増加し、平成27年には36.1%となっており、県全体を上回る勢いで高齢化が進行している。

区分	全県(A)	振興山村(B)	比率(B/A)
市町村数	35	26	74.3%
面積	9,323 km ²	5,651 km ²	60.6%
人口	1,123,891人	99,573人	8.9%
高齢者比率(65歳以上)	30.8%	36.1%	—

II 現状と課題

【山村振興対策の実施状況と評価】

本県の振興山村においては、第1期山村振興対策から新法対策(平成27年～)に至るまで、6期にわたって交通・通信、産業基盤、生活環境整備、国土保全等の振興対策が実施され、産業基盤や生活環境等の整備は着実に成果を挙げている。

【山村振興の現状と今後の課題】

本県の振興山村においては、若年層を中心とする人口の流出と少子化・高齢化が進行している。

さらに、本県の総人口は、平成22年から平成52年までの30年間で約30%減少し、65歳以上の高齢者の割合は約40%になると推計されている。これまでの傾向を踏まえれば、振興山村においては、これを上回る早さで人口減少や高齢化が進むものと予想される。

こうした中、振興山村では、集落機能や森林・農地の管理機能が低下しており、耕作放棄地の増加や野生鳥獣被害の増加などで荒廃が進み、農土の保全、水源のかん養、自然環境の保全など山村が担っている重要な役割が十分発揮されない状況となっている。

一方で、都市に住む若者を中心に農村への関心が高まっており、新たな生活スタイルを求めて都市と農村を行き交う「田園回帰」の動きがみられるほか、定年退職を契機とした農村への定住志向も見られるようになってきている。

これらに鑑みれば、今後の山村振興に当たっては、その有する資源や魅力を最大限に活かして若年者等の働き世代の雇用と所得を確保し、山村の活力向上のため都市との交流や移住の促進を図るとともに、増加する高齢者が安心して生活できる環境を整備していくことが必要である。

III 基本方針及び振興施策

【基本方針】

豊かな自然環境とうるおいのある生活空間を有する山村社会の維持・発展と定住等の促進を目指し、山村の特色ある地域資源を活用した内発型の産業振興等により山村における雇用と所得を確保するとともに、都市と山村との交流を支援するための体制整備や交通、情報通信、生活環境といった社会インフラの整備はもとより、今後増加する高齢者への福祉サービスの充実等により住民福祉の向上を図るなど、振興山村の振興・活性化を総合的に推進していく。

【具体的な振興施策】

(1) 交通施策

幹線道路である国・県道から日常生活を支える市町村道まで、体系的な道路網の整備を進める。
 ・生活幹線道路ネットワークの整備推進
 ・一般道路の機能向上の推進

(2) 情報通信施策

高度情報通信社会に対応したひとつづくりや情報通信ネットワークを利用できる基盤整備を進める。
 ・地域の生活に密着した情報通信基盤の整備
 ・高度情報通信社会を担うひとつづくり

(3) 産業基盤施策

山村の基幹産業である農林水産業の振興を図るとともに、多面的機能の基盤となる農地、森林及び山村環境の基盤整備を進める。
 ・ほ場整備、農道整備等の農業生産基盤整備を推進
 ・地域の特性に応じた企業立地を促進
 ・林内路網の整備や高性能機械の導入・配備を促進

(4) 経営近代化施策

加工・販売等の地場産業の連携強化や流通・消費の動向に即したきめ細かな対策など、生産から加工・流通・販売に至るまでの支援を総合的に展開する。

【農業部門】
 ・高付加価値化による所得確保に向けた取組の推進

【林業部門】
 ・持続可能で収益性の高い森林経営を推進

【水産業部門】
 ・地域の特産となる新たな養殖品種の開発等を強化

(5) 地域資源の活用に係る施策 【追加】

地域に還元される付加価値が最大化となるよう、農林水産物の生産工程だけでなく、製造・加工から販売までの主要な役割を担う地域内発型の産業振興を図る。

・農林漁業者自らの6次産業化へのチャレンジを支援
 ・食品製造業者等との連携により生み出される付加価値の創出・増幅・循環を図る取組を展開
 ・豊かな森林資源を「森のエネルギー」、「森の恵み」として活かす「やまがた森林ノミクス」を推進

(6) 文教施策

地域社会における伝統文化の保存、継承対策等を促進し、地域の特色を生かした社会教育施設等の整備を図る。
 ・集会所、体育施設、社会教育施設の整備を推進
 ・地域文化の振興等に係る施設の整備を推進
 ・教育環境の整備、生涯学習を推進

(7) 社会、生活環境施策

下水道・浄水槽等の污水处理施設の計画的な整備や生活関連道路等の生活基盤の整備を推進する。
 ・水道施設、污水处理施設の整備を推進
 ・克雪、利雪及び親雪等、総合的な雪対策を推進
 ・美しい景観形成を推進

(8) 高齢者福祉施策 【追加】

山村地域では高齢者比率が県平均よりも高いため、介護を必要とする高齢者の割合も高くなると見込まれる。このため、地域における保健・医療・福祉の関係機関や地域住民が連携して、地域全体で高齢者を支える仕組みづくりを推進する。
 ・高齢者の社会参画、生きがいづくりを推進
 ・総合的な介護予防を推進
 ・高齢者を支える地域ケア体制の充実を推進

(9) 集落整備施策

交通通信施設の整備や生活環境整備を一層促進しつつ、住民の合意のもとに集落間の連携等を進める。
 ・農林水産業をはじめとする産業振興や人材育成等を通じた集落機能の維持活性化を推進
 ・日常生活機能等の確保と地域内ネットワークの強化を推進

(10) 国土保全施策

施設整備等のハード対策と地域ぐるみの保全活動や防災マップづくり等のソフト対策を総合的に推進する。
 ・治山施設の整備、保安林機能の強化、森林の適正な整備保全等を推進
 ・砂防関係事業、治水、海岸保全等を推進

(11) 交流施策

山村の交流情報の収集・提供、地域内連携による受入体制整備等、持続性のある交流事業の促進。
 ・都市と農山漁村との共生・対流を促進
 ・地域における受入体制づくりや人材育成を推進
 ・森林セラピーなど、森林の総合的利用を推進
 ・「農」と「食」を観光資源として発信する取組の推進

(12) 森林、農用地等の保全施策

多様化する県民のニーズに的確に対応した森林・農用地等及び山村環境の保全を進める。
 ・公益的機能が持続的に発揮される森林づくりを推進
 ・環境保全を重視した森林づくりを推進
 ・日本型直接支払の活用等による農地保全を推進
 ・高付加価値化と併せた森林・農用地の保全を推進

(13) 担い手施策

高い経営力や生産力を育てる教育・研修を充実するなど、優れた担い手や経営体の育成を進める。
 ・新規就農者の確保と競争力の高い経営体の育成
 ・地域の森林経営を推進する林業経営体の確保育成
 ・林業従事者の確保・育成を推進
 ・女性ならではの視点を活かして、ネットワーク構築など交流や情報交換を促進

(14) 鳥獣被害防止施策

野生鳥獣との共生が可能となるよう、保護管理対策のほか、侵入防護網の設置による農林業被害の防止など、総合的な対策を進める。
 ・鳥獣被害対策の指導者等の人材育成を推進
 ・侵入防止柵の設置や緩衝帯の設置を推進
 ・生息域拡大に対応し、市町村との連携強化を推進

(15) その他施策

住民・NPOと行政等の協働による地域づくりが取り組まれるよう支援を行う。
 ・女性や若者の活躍を促進する環境の整備を推進
 ・移住定住に向けた受入体制の整備を推進
 ・食文化、伝統芸能等の伝承を支援
 ・地域住民活動を推進する人材育成を推進